

でガ割でんき [動力]

令和2年2月1日

東日本ガス株式会社

料金その他の供給条件の内容

この供給条件は、当社の電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）と合わせて適用されます。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

1 対象となるお客さま

- (1) でガ割でんき[動力]は、当社が、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以東]を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスにより、動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。）に対して電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 当社は、次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整った場合に、この供給条件を適用いたします。
 - イ 当社とのガス小売契約および当社の需給約款にもとづく電気の需給契約と同一の需要場所において、動力を使用されること。
 - ロ イのガスおよび電気の料金とこの供給条件による料金を継続的に一括して支払っていただけること。
 - ハ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
 - ニ 1 需要場所においてでガ割でんきとあわせて契約する場合は、契約電流

(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が原則として50キロワット未満であること。

ホ 供給電気方式および供給電圧が、技術上やむを得ない場合を除き、交流3相3線式標準電圧200ボルトであること。

2 契約電力

- (1) 契約電力とは、契約上使用できる最大電力(キロワット)といたします。
- (2) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、以下のいずれかの値について、お客さまと当社との協議によって定めます。

イ 他の小売電気事業者からの切替により需給を開始する場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値。

ロ 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、当該需要場所における直近の契約終了時点の契約電力の値。

ハ 契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3(契約容量の算定方法)(2)により算定された値。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただくとともに、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

3 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー

一発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)

(1) イによって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって計算された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって計算された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	998.00 円
-----------------	----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、需給約款 16 (使用電力量の算定) にもとづき算定された 1 月の使用電力量にもとづき、当月の料金の算定期間の終了日が 7 月、8 月、9 月に属する場合には夏季料金、その他の月に属する場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
第 1 段階使用量までの 1 キロワット時につき	16.90 円	15.40 円
第 1 段階使用量をこえる 1 キロワット時につき	21.30 円	20.30 円

なお、第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量といたします。

4 料金の支払い

料金は、需給約款 21（料金その他の支払方法）に定める支払方法により、同一需要場所でご契約されている当社のガス料金および電気料金と一括して支払っていただきます。

5 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

6 供給条件の変更および廃止

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の供給条件によります。
- (2) 当該一般送配電事業者が定める託送約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当社ホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

7 日割計算

当社は、需給約款 18（日割計算）に定める方法に準じて日割計算をいたします。

8 その他

(1) お客さまが変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。この場合の免れた金額は、この供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

(2) お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で当該負荷設備を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款 31（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

附 則

1 実施 期 日

この供給条件は、令和2年2月1日から実施いたします。